

令和5年度 第4回 千葉市自立支援協議会 運営事務局会議議事録

日時：令和5年11月22日(木)14:00~16:00

場所：千葉市中央区保健福祉センター13階

きぼーる特別会議室

■委員出席者

鎌取相談支援センター 末永 慎介氏、メープルリーフ 高柳 佳弘氏、千葉県障害者就業支援キャリアセンター 藤尾 健二氏、千葉市社会福祉協議会 地域福祉推進課 鈴木信知氏

(行政)障害者自立支援課 大坪 敬史氏、企画班 長谷川 稜氏、障害福祉サービス課 指導班 荒井 拓氏、施設支援班 北田幸一氏、地域支援班 北島 岳彦氏、精神保健福祉課 精神保健福祉班 窄口 光和志氏

(基幹)花見川区基幹相談支援センター 近藤 秀登氏、稲毛区基幹相談支援センター 井出 孝子氏、若葉区基幹相談支援センター 伊藤 正彦氏、緑区基幹相談支援センター 由良 亮人氏、美浜区基幹相談支援センター

藤本 真由美氏、中央区基幹 相談支援センター 伊藤 佳世子ほか4名

(オブザーバー参加)千葉県医療的ケア児等支援センター 景山 朋子氏

■配布資料

①出席者名簿

②席次表

③資料1 医ケア児等支援部会より報告関連資料

1-1 個別避難計画作成の進め方チラシ

1-2 個別避難計画配慮依頼通知

1-3 千葉市避難先候補の仲間づくり

④資料2 障害者計画関連資料

2-1 計画の策定について

2-2 計画の位置づけ、期間

2-3 現行と次期計画との比較

2-4 骨子案

⑤資料3 就労部会関連資料

3-1 就労B 意見交換会 アンケート結果

3-2 就労移行意見交換会 アンケート結果

3-3 就労A 意見交換会 チラシ

⑥資料4 行動障害を考える会資料

行動障害を考える会報告

⑦資料5 その他報告事項関連資料

5-1 令和5年度相談現任研修 インターバル日程

5-2①個人情報取扱事業者の個人データの第三者提供について

5-2②ヘビークレーム追加事例より抜粋

5-3 同行援護について語ろうチラシ

追加資料

・勉強会等チラシ3枚

1. 各区の地域部会からの報告

- 井出氏) 稲毛区では、ご家族で抱え込んでしまって福祉に繋がりにくい方のケースについて事例検討を行った。問題行動だけでなく、ご家族との関係性などに視点を向けていくこと、地域資源の共有など行うことができた。
- 若葉区 伊藤氏) 若葉区では、80の方が入院され50の方が残された8050のケース、児童相談所にお子さんが一時保護されることが繰り返していたケースについて事例検討を行い、どのような形で支援していくことができるのか、関係機関で話し合った。また、「相談の入口」に関して、あんしんケアセンターや福祉まるごとサポートセンターとの連携を確認した。
- 由良氏) 緑区では、みらい工房が基幹相談支援センター委託されて一年を迎えた。地域部会では、区内で実際にあった知的・精神障害を持つ方のケースを共有し、対応方法などを議論した。そのほか、緑区内の行事の報告、あんしん、にも包括等の活動報告を行った。また、「特別支援学校」に対し、「普通学校」と表現することについて、過去にさかのぼっての訂正までは不要であるが、差別に当たる可能性があることに留意したほうがよいという話を受けた。
- 藤本氏) 美浜区では、地域部会の参加者4事業所が増えた。部会のメインテーマとして「ボランティア」を取り扱った。本人の希望、ボランティアのマッチング、主治医の意見など。一緒に散歩に行きたくて欲しい等のボランティアを希望する声が聞かれているため、情報の整理を行った。
- 近藤氏) 花見川区では、3部構成で話をした。1つ目は医療的ケア部会で行われた晴山苑での訓練について。2つ目は福祉まるごとサポートセンタースタートの状況報告。3つ目は、GHが増えているが安心して預けられるのかという当事者家族からの声について。また、緊急時、親亡き後、他人に委ねることを想定した取り組みについても議論をした。また、あんしんケアセンターから高齢で身寄りのない方の生活を地域でどう支えていくかについて問題提起がなされ、関係機関が社会資源の1つとしてどう関わるか討議した。
- 中央区 伊藤氏) 中央区では、個別避難計画について、地域での計画と特別支援学校のマニュアルがマッチしないという課題が上がった。育成会からはヘルプマークに個人情報載せるリスクを考え、QRコードを付ける事を始めているとの話を共有があった。自宅に避難する場合でも避難所の名簿登録を事前にしておき、災害時には避難所の名簿だけでも届けるようにしようという話があった。就労の集まりをいくつか開催する中では、分野別の連絡協議会の必要ではないかとの意見が出た。また、9月に開催した8050のフォーラムを経て、関係機関の協力体制整備を改めて確認した。そのほかヤングケアラーについては、生活自立仕事相談支援センターに配置の子どもナビゲーターの会議で、手帳の有無に関わらず家事援助を利用できるような体制づくりが重要になるとの意見が出た。

2. 医ケア児等専門部会からの報告

千葉県医療的ケア児等支援センター ばらりすより「個別避難計画の作成について」報告と進捗
(資料1-1~1-3)

景山氏) 昨年作成した個別避難計画の書式に合わせて、特に人工呼吸器を使用している方々について十数件の計画を作成し計画を実際に活用して避難訓練を行った。花見川晴山苑さんは、施設内に非常電源を配備されていて、HPで地域住民に向けて公表している。今回、近隣在住で避難先候補の一つに晴山苑を設定している方5名の方の訓練を行った。個別避難計画書にマップを張り付けて、ご家族と電源の場所を確認しながら避難先を決めていく流れで事前に打ち合わせを行い、避難計画をした。訓練に際して、市からの依頼が欲しいということだったので依頼文も作っていただいた。晴山苑さんは医療型短期入所に対応している。人工呼吸器を使用しているお子さんの受け入れは難しいとのことだったが、訓練後の振り返りの中では、晴山苑側から日帰りショートからやってみてはどうかとの言葉もあり、壁を一つ突破できたように感じた。実際に顔を合わせることはお互いの安心感に繋がると感じた。協力してくださる施設に対しては、一人ずつバラバラに計画を持ち込むのではなく、地域としてお願いするのが良いのではないかと考えている。晴山苑からは、「福祉的避難所の指定も受けているので、今回の受け入れとの役割の違いがよくわからない・拠点福祉避難所の物資を使ってよいのか等について市に整理して欲しい」等、拠点福祉避難所の役割と自主的な避難の先としての役割を明確にすることが必要であるとの意見が上がった。状況により、想定していた避難先に辿り着くことができない可能性も考

え、一点集中ではなく、いくつかの避難先が必要と考える。避難先候補に複数の事業所を想定し、本人・家族と相談しながら選択肢を検討する。地域の企業とも連携しながら、障害者施設、介護施設を含め一元化した電源リスト(マップ)があれば計画を立てる際も家族は心強い。千葉市だけでも、多くの課が連携しなければならないため、ここを繋ぐことが大変。課どうしが声を掛け合わないといけない。輪を広げて行っていただきたい。

○意見等

景山氏) 非常電源に関して、賛同して下さるかもしれない企業がいくつかあるが、協力依頼等は可能か?また、どのように発信したら良いか?

藤尾氏) 企業に個別に回るというよりは、千葉県内の中小企業の集まりを中心に発信・交渉していくことが一つかと思う。

伊藤) 拠点福祉避難所で医療的ケアの方の受け入れ難しいと言われることがある。避難の受け入れをするにあたり、介護も同時に依頼されていると誤解されている場合が全国的にあるようだ。ケアを行う人は家族や居宅介護の支援者が居るという前提を理解いただけるようにする必要がある。また、一人の方がスペースと電源確保先の候補をいくつか持つことが重要。

3. 障害者自立支援課より

「第6次障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の素案について」(資料2-1~2-4)

大坪氏) 第6次障害者計画等に策定について。計画は3年前にも作成しているが、当時は完成した段階でお持ちした為、ご意見を取り入れることが難しかった。今回は骨子の形でお持ちしている事をご理解いただきたい。まず、計画の位置づけについて資料2-2でご説明をさせていただく。この計画は、障害のある方にかかる基本的な計画として、障害・福祉以外の分野を含めた全体の総合計画の方針に沿って策定される計画となる。部門計画の作成にあたっては、障害福祉政策にかける中長期指針(平成29年度から10年間のおおまかな方針)を立て、その方針に従って障害者計画(障害のある方の方針全般を定めたもの)を策定し、さらにその中に障害福祉計画・障害児福祉計画(サービスの見込み量と予定量の数値目標)を定めるという三段構えになっている。今回決めるのが、障害者計画等の3つの計画となる。

計画の期間は、国、市、内閣府、厚労省などのそれぞれの動きがある。国の計画は5年ごと、国の上位計画は3年ごと、市の計画は10年ごとの計画と3年ごとの具体的な事業計画がある。市の計画はこれらに合わせて計画期間を調整し、連動するように策定している。これから作成する第6次計画は令和6年度から令和8年度の3年間の計画。現在の第5次計画から大きく変わっている部分については、資料で下線を引いているが、本日はその中から要点を説明させていただく。

中長期指針に基づいた計画であるため、視点としては前回と変わっていない。8つの項目の中に、障害の早期発見・相談機関への連携・就労支援の充実・障害者への社会の理解等が柱となっており、これに基づいて親亡き後の支援・重度の障害のある方への支援・発達障害者に対する支援などを加えて検討している。また、実態調査の結果から特に特徴的と思われるものを資料に記載している。はじめに、障害のある方への理解促進について。18歳以上を対象としたアンケートでは、障害のある人への市民の理解度【全く理解されていない】との回答が49.4%と前回よりも上昇しており、解決しなければならない課題の一つと考えている。次に、「仕事をしている」と回答しなかった方のうち、4割以上が【仕事をしたい】と回答している。おそらく一般就労の希望が強いのではないかと私どもは捉えており、就労支援の需要・社会からの要請は大きいものと考えている。就労支援ではどのような事が必要か?との質問に最も多かった回答が【職場の理解】次が【上司や同僚の理解】であった。前回・前々回はバリアフリーに関する回答が多かった点を比較すると、人間関係が最も求めているものだというのが分かってきた。行政として、この点の解決が今後必要だと感じている。最後に、療育・保育・教育に関するご家族の困りごとについて。【ご本人の成長に不安がある】との回答が上昇している。以前よりも情報が行き渡り、従来上位にあった【情報が少ない】との回答が下がってきた一方で、実際自分の家族に対する不安は大きくなっていると読み取れる。発達障害をはじめとした相談支援体制の脆弱さの影響もあるかと思われる。

次に国の動きについて。一つは、障害者差別解消法の一部改正法。4月から民間事業者も合理的配慮の提供が義務化される。社会に大きな影響を与えるとともに行政機関の連携も定められている。二つ目は、障害者の法定雇用率の段階的引き上げと除外率の見直しがこの間に入っている。企業にとってはかなり大きな影響が

あるため、ひずみのない形で当事者が望む形で進めることが重要と考えている。その他の項目の説明は時間の関係で割愛させていただく。これらを踏まえた第6次障害者計画の考え方としては、中長期指針の最期の段階として10年間の集大成となるべく目標達成に取り組む中で、今回重点課題として挙げたものは重点政策に追加する。

最後に、どのように計画を見直すかというのが一番右の項目になる。本来、中期計画を立てる上では基本理念は変更しないが、今回は色々な社会の動きを踏まえ、あえて手を入れた。前回は、「自らの特性に合わせて自らの選択により、より良い生活を」として本人の状態像にフォーカスをしているが、差別解消法の改正によって社会への要請を重視し、「あらゆる社会的障壁を取り除くとともに、すべての障害者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現を支援」という力強い言葉を入れている。最後に「障害のある人・ない人も、共に活躍し共に支え合う」という共生社会の原則を改めて書いている。各文の重点政策では、今までの項目の他に「働く方や働きたい方への支援」を加えた。市長の強い思いもあり、市の決断として大きな柱を掲げている。資料の2-4に計画の骨子と修正結果を記載した。

今後のスケジュールとしては、今回のヒアリング後に計画を議論する付属機関（政策推進協議会）で原案の審議となる。その後計画案を制作し、年明けにパブリックコメント手続き、再度審議を行う。重点政策の中では、令和6年度以降に設置を目指している「こども発達相談室」、「福祉まるごとサポートセンター」のほか、医療的ケアの方への支援について記載はないが、重点政策として位置付け、策定に活かしていきたいと考えている。

○意見等

藤尾氏)「働く」が重点に加わったという事で身の引き締まる思っている。国は障害者就業生活支援センターを中心に今後の就労支援をどう進めていくかというのを厚労省の雇用対策課で掲げている。これとリンクしないでバラバラに動いてしまえば力が分散して意味を成さないであろうと考えられるので、この各論を書いていかれる時に、一緒に考えさせていただきようお願いしたい。また、企業の理解が重要である一方で、求人を出しても人が集まらないという状況が特に都市部で起きている。福祉とリンクした動きが重要になってくるため、横断的に進めていくために相談していきたい。

伊藤氏) 千葉市の総合評価制度について。他市では評価制度の中に入札時の障害者雇用率を評価している地域がある。千葉市の総合評価を見ると、障害者雇用率の項目は入ってはいるものの点数としてはあまり多くない。それが、どういう事業だと上手くいくのを見えていくと、清掃の部局だと上手くいっているなどの話がある。そういった事を私たちが学んでいかなければ、企業への働きかけも難しい部分がある。他部局との連携がもう少し図れると良いと思うがどうか。

大坪氏) 藤尾さんのご意見に関して。例えば、障害の就労部会では就労選択支援の話が断片的に見えてきていて、障害保健福祉部でもハローワークでも動いていて…と、複数の部局の方向が一致しているかどうか不明という面は確かにある。どこかが意見を読み解き、方針を決めていく必要はあるかと思う。また、総合評価制度については、今入札を行っているのは技術系部局のみとなっている。実態として、総合評価の仕組みを行っているのが土木系の職業のみ。あとは一般競争入札か希望型のオープン入札になっている。総合評価制度自体、事務方からすれば始めることに相当な労力を要する、技術的に非常に難しいものとなっている。まずは個別の優先調達の門戸を広げる工夫から始め、地道に優先調達の趣旨を説明していくなど、引き続き研究していきたい。

高柳氏) こども発達相談室の開設について。療育センターや千葉市発達障害者相談センターが数か月待ちという現状があるが、既存の機関を強化する方向ではなく、新しい機関の開設に至っているのか？

大坪氏) 政策の説明機会を設けておらず、説明が不足している点お詫びする。確かに、療育センターだけでなく専門的機関の各所で待機が多くなっている現状、医師不足の指摘は以前から継続している。療育相談所の待機が特に長い状況があり、原因分析の結果、「検診で不安になった」「就学の不安」など、あらゆるものが療育センターに集中していることが原因の一つとして挙げた。最も早期発見できる可能性が高い未就学児の方について、専門機関に繋がるタイミングをコーディネートする機関が必要であるという事が、新たな機関の開設主旨となっている。相談所の待機を減らすことで、他機関の待機解消にも繋がるのではないかと考えている。

高柳氏) 政令指定都市でそうした取り組みがある事は承知しているが、その問題点として、確定診断ではなく「傾向がある」という事を安易に特定することで、本来の特性等が見過ごされてしまうケースが散見される。除外診断の無い、発達ありきの診断が先行してしまう事例が多い。どんな形で早期発見をしていくのか。課

題が見過ごされて問題が大きくなるのが懸念される。

大坪氏) 体制が進んでいると言われている仙台市に視察に行ってきた。常勤医師、OT、PT、指導主事がいるなど体制が充実していた。付け焼刃の判断というのは非常に危険なため、専門職を豊富に配置しているとの事だった。今のところ専門職を多数配置することは難しい部分があるが、開設までもう少し時間があるので、慎重に取り扱うケースを見極め、関係機関に相談した上でご家族・お子さんの処遇を決められるように注意していきたい。

伊藤) 今のお話は「診断」と「相談」を分けるという事か？

大坪氏) 「診断」は基本的に医師の判断となるが、今のところ(こども発達障相談室に)医師の常駐予定がない。心理職等の判定は可能だが、基本的にはかかりつけ医に繋ぐことを考えている。現場でご家族やお子さんへの支援が一か所出来ない事によって上手くいかない部分もあると思われるので、立ち上げ後の研究を続けていきたい。

伊藤) 診断の後のケアがこれまではなかった。そこを作られるということか。

大坪氏) 継続して相談をお受けする。あるいは、他機関での診断・判定・サービスの受給状況等について情報共有した上で継続的に支援できればと考えている。

伊藤) 意見などはいつまでにお伝えすればよいか？

大坪氏) 今月中だと有難い。

伊藤) 今月中に意見を取りまとめてご報告する。

4. 就労部会からの報告

「就労継続支援 B 型意見交換会、就労移行支援意見交換会報告、就労継続支援 A 型意見交換会予定」(資料 3-1~3-3)

藤尾氏) 10/4 に就労継続支援 B 型事業所の意見交換会を開催した。意見交換会の趣旨は横のつながり作り。千葉県就労事業振興センター長の緒方さんにお越し頂き、冒頭で講演いただいた後に、グループワークを行う流れで開催した。緒方さんからは、B 型の平均工賃について千葉県は 14,572 円で全国 44 位と非常に低い、千葉市はさらに低い 113,396 円とのお話があった。PDCA サイクルをしっかりと行っているか、目標工賃を設定して計画を立てているかといった鋭い指摘をいただいた。その後のグループワークではかなり活発な議論があった。特徴的だったのは、週 5 日通えない方が大勢利用されているという声が多く聞かれたこと。アンケート結果では、「横の繋がりが無い中、貴重な機会になった」という声が多かった。また、10/24 には就労移行支援事業所を対象とした意見交換会を行った。私から、就労選択支援事業の最新情報、雇用促進法の改正並びに移行支援事業所の役割・ジレンマについてお話をさせていただいた後に、グループワークを行った。こちらでも横の繋がりに対する期待が大きいと感じた。また、就労選択支援事業の事は皆さん気になっているようで、情報を求める声が多かった。コロナを起点にお互いのやり取りが無くなっていった中で、互いの現在地を確認する機会となったかと感じている。移行、B 型ともに意見交換会を欲していることを考えると今後も定期的な開催が必要かと思われるが、開場確保などの面で課題もある。事業所の底上げ、就労系事業所の課題抽出、ネットワークの進化のためにも継続していきたい。

さらに、就労系事業所のマップを作成できないか？との意見も上がっていた。千葉市の B 型事業所に対する評価は厳しいものとなっているが、千葉市は移行・A 型が多く、そこに通所する事が難しい人が B 型に来ているため、工賃が伸びづらいという面もあるのではないかという視点もある。地域資源の把握に向けてマップ作成が有効かと考えている。

令和 7 年の 10 月にスタートする就労選択支援事業の主な担い手として、国は就労移行事業所を想定している。今後、就労部会で行っていききたい事としては、A 型・B 型・移行事業所の目線合わせ、少なくとも千葉市での方向性を統一するための土台作りを行っていききたいと考えている。

北田氏) 移行・B 型の意見交換会に参加したが、活発な議論があり、大変有意義な会であったと感じた。

5. 行動障害を考える会からの報告

(資料 4)

近藤氏) 支援困難に陥る確率が高い行動障害のある方の対応を考えるとともに、拠点ともリンクする中で緊急時に備える前段階の意味合いがあると考えている。生活実態をどう捉えるか。アンケートの実施を年間計画に落と

し込んでいるが、アンケートの素案・ひな形が徐々に出来つつある。国の社会保障審議会の障害者部会の中でも行動障害等のある方への調査指針が出されているため、行政とリンクしながら今年度内には案を確定できるよう進めていきたい。併せて、当事者・ご家族へのヒアリングと同時に受け入れ側（主に市内の知的入所施設）の実態調査も統一したアンケート等の形式で行い、社会資源として実際活用できる状態にあるのかどうか確認し、当事者のアンケートを突き合わせる形で行政に報告したいと考えている。

伊藤) 児童相談所から児童施設を出て大人の施設に移行する方のケースの相談が来るが、市内はもちろん県内でも施設がなかなか見つからず、県外しかないという状況や、急遽必要な方であっても関東では難しく、遠方に行かざるを得ないといった状況になっている。グループホームで受け入れたとしても、強度行動障害の方はしばらくすると難しいとなって退去となるケースもあり、適した施設に繋ぐことが困難な状況となっている。千葉市の事業所の把握ができると良い。

高柳氏) この先の行動障害に関する問題点としては、雑感ではあるが、あと 20 年は強度行動障害の方は増えていくのではないかと認識している。障害の認定を受ける方が増える速度の方が、お子さんが減る速度より早いのではないかと。また、行動障害獲得の低年齢化もある。行動障害自体は獲得された以上は重くなっていく（増えていく）と考えられるため、全体的に増加するであろうと思われる。知的障害者の入所施設は本来行動障害を主に対応する施設であるべきだが、長年入所した結果、行動障害よりも身体障害が重くなってしまふ方、行動障害によって活動が制限されることで、知的障害よりも身体障害（老化）が強くなっている方が多くいる。行動障害の支援よりも身体障害の看護が必要な方について、GH や別の施設で受け入れていく事ができれば、その分行動障害のある方の受け入れが可能になるのではないかとこの考えもある。そうした受け皿作りができると良いのではないかと思う。

近藤) そういったことも含めて現状の把握から始めていきたい。

6. その他 報告事項

・現任研修インターバル研修の報告と進捗(資料 5-1)

井出氏) 前回の会議での確認した通り、今年度からカリキュラムが変更になっている。現任研修では、インターバルで自立支援協議会への参加と各区基幹でのスーパーバイズ受講を定めている。千葉市内で 60~70 名の方が受講予定。現在日程調整の段階となっている。

・個人情報取扱事業者の個人データの第三者提供について(法第 27 条関係)(資料 5-2)

北島氏) 7 月の運営事務局会議にて若葉区基幹から提供のあった事例。概要としては、わいせつ行為によってサービス提供が中止された利用者について、ケアマネが後任事業所を見つけた際に、利用者のわいせつ行為を後任事業所に伝えた事がクレームとなり、慰謝料を請求された。県の担当課からも利用者がサービスを受ける権利を侵害しているとして注意を受けた事案となっている。7 月の会議では、行政の対応への疑問、サービス提供に必要であればマイナス面も含めた個人情報取り扱いの同意を利用者と交わっていると認識している等の声があった。千葉市から、国の個人情報保護委員会に対して資料 5-2①を照会した。確認方法としては、個人情報保護法の「第三者への情報提供」に関する条文に則り、本人の同意を得ずに第三者に情報を提供してはならないとある。「サービス提供上必要がある場合の情報提供に関して本人同意があった場合」として今回事案について確認した。まず、本人同意の取得に際して、情報の内容(わいせつ行為等)を特定せずとも直ちに同意が無効となるものではないとの回答があった。また、本人同意については情報提供の範囲を本人・家族が理

解できる必要がある、有効な同意が得られているかどうか適切に判断する必要があるとの見解をいただいた。これを受けた考え方の案は、①わいせつ行為等の情報が、本人・事業者双方にとってサービスの方針を決めるために当然必要な情報と言えるのであれば、同意を得ていると言えるのではないかと。②例えば、サービス提供体制を検討する上で特段の事情がある場合については、他の事業所等との情報共有は必要であると言えるのではないかと。ただし、その後の状況等によっては提供必要な情報とならない場合も考えられ、全て提供可能な情報になるとは限らないため、個々の事例による判断となる。利用者がわいせつ行為を行う場合は、事業者の身体保護のために対策を講じる必要があるため、個人情報保護法条文にある「身体保護のため必要がある」に該当するのではないかととの質問に対しては、具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ本人同意を得る事が困難な事情が必要との回答だった。

末永氏) この回答をもって事業者は守られることになるのか。個人情報保護・使用に関する同意書は、基本的に事業所で契約時に交わしているものだと思う。それをもって「包括的同意」との説明は可能ではないかと思うが、本人にとっては知らないうちに情報提供となっている場合も考えられる。どのような形で事業所が守られるのか。

北島氏) この問題は市が断定できるものではなく、ケースバイケース・客観的にみて判断できる状況かどうか次第になるかと思う。

伊藤) 「同意」の内容に関しては利用者と事業所の認識のずれは多少生じてしまうので、同意書の文言にも工夫が必要かと感じた。

高柳氏) 資料 5-2 にある、県の福祉局「権利侵害との判断」、市の介護保険課「ハラスメントの防止も重要だが個人情報漏洩の事実は明らか」との見解はポイントではないかと感じた。「どんな条件でも(情報提供が)認められないのか?」という点が今回の問題点だったと考えると、行為の強度や頻度など具体的な情報から、ヘルパーとして誰が入ってもわいせつ行為の可能性が高いという状況で、それでも権利侵害になるというのはおかしいのではないかと。「なぜ情報提供が必要だと思ったのか」が整理されることが重要という市の方針として捉えた。

北島氏) 千葉市として、どんな情報も漏らしてはいけないという事ではない。

若葉区 伊藤氏) 弁護士に個人情報の提供について確認したところ、「要配慮個人情報」にあたるので慎重に扱う必要があるとの事だった。確定した事実のみを引き継ぐことが重要で、行政判断と司法判断は別の話ということだった。

・にも事業より報告事項

末永氏) 今回は普及啓発活動について報告したい。緑区の市民向け講座でのアンケートで、参加者の内訳で福祉関係者 90%、行政関係者 16%、肝心な一般市民が 0%という結果が出た。花見川区での講座でも一般市民が 0%という結果が出た。また、講座を知ったきっかけとして一番多いのは【その他】で 56%となっており、恐らく福祉関係者同士のロコミなどであると思われる。今後、一般市民にどうやって活動を普及していくかが課題であることが改めて分かった。今後は 11/25(土)に勉強会「みんなで考えてみよう地域生活ってどういうこと?」を開催予定。

・同行援護問題についての報告(資料 5-3)

伊藤) 同行援護事業所が少ないという課題について、千葉市の視覚障害者協会会長の高梨氏と話をさせて頂い

た。千葉市で同行援護をどう増やしていくか、ヘルパーさんや社会資源を大事にしていくかという視点で、「千葉市の同行援護の使い方 10 か条」というようなものを当事者の皆さんと事業所で考えてきたいと話している。令和 6 年 2 月 17 日(土)に当事者向け講演会、交流会の開催を計画している。

・その他

伊藤)「千葉市地域生活支援拠点の勉強会・報告会」を開催予定。今のところ 70~80 ほどの申し込みがあるが、近接領域にも啓発をしている。「こども若者未来会議」、「全世代包括的に垣根なく支援する地域を目指して」フォーラムを企画している。ぜひご参加いただきたい。

■次回

事務局は花見川区基幹相談支援センター

令和6年1月25日(木)14時~16時 花見川区保健福祉センターで開催予定。